

令和5年度 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第 1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、運転者として採用した若年ドライバーの準中型免許取得に対する支援、および特例教習の受講に対する支援を行うことを目的とする。

(対象)

第 2条 次に掲げる指定自動車教習所等で要する費用とする。

- (1) 準中型免許の取得
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除
- (3) 特例教習の受講

(助成対象)

第 3条 会員の従業員で、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 会員が、令和4年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- (2) 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- (3) 当該運転者が、令和4年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例教習を受講終了、または準中型免許を取得していること。
- (4) 当該運転者が、助成金申請時に会員に在籍し、運転者として従事していること。

(助成金額)

第 4条 上記の従業員が、免許を取得した場合に次の通り助成する。

- (1) 準中型免許 40,000円を上限
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限
- (3) 特例教習の受講 100,000円を上限

2. 1会員の限度額を特例教習等の受講費用（取得費用1/3（1名につき上限100,000円））。準中型免許：40,000円（取得費用の1/2）、5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円（取得費用の1/2）の上限申請分を合わせ30万円とする。
3. 助成額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
4. 国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により助成金を交

付されている場合は、助成金を交付しない。

(実施期間)

第 5条 事業の実施期間は、2023年4月1日から2024年2月末日までとする。但し、事業実施期間内でも、予算額に達した場合は終了とする。

※支払いが完了していない時点での申請は無効となります。

※申請書は2月末日必着となります。それ以降の申請については無効となりますのでご留意下さい。

※事前申請をキャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。

(経過措置)

第 6条 本事業については、前年度（令和4年度）に取得した分についても、助成の対象とする。

(事前申込)

第 7条 会員が、助成金の交付を受けようとする場合は、事前に令和5年度 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事前申込書を秋ト協へ提出し、承認を得るものとする。

2. 会員は、前項の承認を得た後、教習所等に受講する手続きを行い、事前に助成額相当の費用を負担のうえ、免許を取得させるものとする。（従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。）

3. 助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、実費負担額を超えないよう減額する。

4. 事前申込は、当該年度の1月31日までとする。

(助成方法)

第 8条 事前承認を受けた免許の取得が完了した時は、令和5年度若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成（秋ト協）、若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書（別紙1-1）に、教習所等からの請求書と領収書の写しの他・振込票等の支払いを確認できる書類とともに、運転免許証（写）、健康保険被保険者証（写）等、公に雇用が確認できる書類と併せ、運転者としての従事確認については、直近の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳の写し等をいずれかとし運転者として在籍していることを確認できるものを添えて、秋ト協宛に郵送・持参等により原本を提出する。

(助成金交付)

第 9 条 秋ト協は、前条の助成金の交付申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、適正と認めた時は、全ト協の助成金入金後に、助成金を交付する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定める文語及び様式等については、全ト協の「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」によるものとする。

以上